

別表 3-1-① 介護サービス一覧表 生活援助サービス

※『生活援助サービス』は、一般居室に居住している介護保険制度の「要支援 1・2」「要介護 1～5」の認定者以外の方が対象となります。
体調不良時や自立した生活を継続するために提供する一時的なサービスです。

【身体状態と生活援助の程度】

介護保険制度の認定区分		認定者以外	
		(平常時)	(一時的な要支援状態)
ADL	歩行	自立	見守りまたは一部介助
	食事(嚥食)	自立	見守りまたは一部介助
	排泄	自立	見守りまたは一部介助
	入浴	自立	見守りまたは一部介助
	衣服の着脱	自立	見守りまたは一部介助

※ADL(=Activity of Daily Living)とは摂食、睡眠、衣類着脱、移動、衛生、排泄等の日常生活動作をいいます。

【生活援助サービス利用方法】

- ①サービスの利用にあたっては原則としてご本人に申請していただきます。
- ②自立した日常生活を送っていただくため、ご本人と相談のうえ、状態に応じたサービスを提供いたします。
 - ・サービス内容については下記の表の中より選択いたします。
 - ・各サービスにおける回数は標準的な回数を示したものです。
- ③同一サービスの提供が1週間を超えた場合または継続が予測される場合は、ご本人と相談のうえ「サービス計画書」を立案し、実施の記録及び保管を行います。
- ④立案された計画書をケア会議で検討・確認し、ご本人の同意を得たうえでサービスを提供いたします。
- ⑤その後も自立した日常生活を送っていただけるサービス内容であるかを、定期的にご本人と相談のうえ、ケア会議で検討いたします。
 - ・ケア会議は園長、診療所長、副園長、看護介護担当責任者、各職場長及び介護支援専門員等の担当職員で構成し、原則月1回定例開催します。
- ⑥生活援助サービス基準のうち、家事、入院中のサービス、通院・入院の介助、通院・入退院時送迎、退院時の家事代行、外出介助、代行については、緊急時を除き平日のみとします。

1. 生活援助サービス提供場所・時間

サービス提供場所	一般居室	デイケアルーム	一時介護室
サービス提供時間	原則 9:00～16:30 ・配下膳サービスはこの限りではありません。 ・緊急時対応はこの限りではありません。	原則 7:00～19:00 ・配下膳サービスはこの限りではありません。 ・緊急時対応はこの限りではありません。	原則 24時間 ・家事・通院介助・病院訪問・代行・入浴は、9:00～16:30

2. 生活援助サービス基準

	一般居室		一時介護室	
	管理費、特別生活支援料 に含むサービス	個別選択により その都度徴収する サービス	管理費、特別生活支援料 に含むサービス	個別選択により その都度徴収する サービス
◆清潔の介助 入浴中の見守り 一般浴槽(いたわり浴介助) 特殊浴槽(機械浴介助) 身体清拭(入浴できない場合) 洗髪 洗面・口腔などの衛生 爪切り・耳掃除	必要に応じ週3回以内 (介助浴室または大浴場で) 必要に応じ週3回以内 (介助浴室または大浴場で) ・ ・ ・ ・ ・ 必要に応じ週3回以内 (介助浴室または大浴場で) 必要に応じ週3回以内 (介助浴室または大浴場で) ・ ・ ・ ・ ・ 必要に応じ(デイケアルームで)		必要に応じ週3回以内 (介助浴室または大浴場で) 必要に応じ週3回以内 (介助浴室で) 必要に応じ週3回以内 (介助浴室で) 必要に応じ週3回以内 (介助浴室で) 必要に応じ 必要に応じ	
◆排泄の介助 後片付け (ポータブルトイレ・紙おむつ等) 動作介助 おむつ交換	必要に応じ1日1回 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		排泄の都度 必要に応じ 必要に応じ	おむつ代実費
◆食事関連 居室配下膳 食事介助 食事中の見守り 水分補給	必要に応じ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	

・一時介護室を利用する場合については、別表 3-1-④「介護サービスを提供する場所等の変更」を参照してください。

	一般居室		一時介護室	
	管理費、特別生活支援料 に含むサービス	個別選択により その都度徴収する サービス	管理費、特別生活支援料 に含むサービス	個別選択により その都度徴収する サービス
◆身の介助 移動介助(園内) 体位変換 衣類着脱 身だしなみ介助 (結髪、化粧、衣類等)	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 入浴時必要に応じ 必要に応じ		必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	
◆機能回復訓練	必要に応じ		必要に応じ	
◆日常生活訓練	必要に応じ		必要に応じ	
◆生活機能低下予防 運動器の機能向上 栄養改善 口腔機能の向上 閉じこもり予防・支援 うつ予防・支援 認知症予防・支援	必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ		必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	
◆レクリエーション(園企画のもの) 園内行事、企画 園外企画	必要に応じ 必要に応じ	必要に応じ 実費	必要に応じ 必要に応じ	必要に応じ 実費

	一般居室		一時介護室	
	管理費、特別生活支援料 に含むサービス	個別選択により その都度徴収する サービス	管理費、特別生活支援料 に含むサービス	個別選択により その都度徴収する サービス
◆家事（原則として1日延べ1時間の範囲で提供します） 洗濯（乾燥・取込みまで） 掃除 シーツ交換 ゴミ出し 衣類の入れ替え（衣替え） 布団干し 布団乾燥（乾燥器使用） 衣類の修理（ボタン付け程度）	必要に応じ週1回 必要に応じ週1回 必要に応じ週1回 必要に応じ 必要に応じ年2回 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ		必要に応じ週3回 必要に応じ週1回 必要に応じ週1回 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ年2回 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	
◆療養上の世話 薬の管理 脈拍・体温・血圧測定など	必要に応じ 必要に応じ1日1回		必要に応じ 必要に応じ1日1回	
◆入院中のサービス（協力医療機関・指定医療機関のみ） 病院訪問 買い物（入院中の必需品に限る） メールボックス内の投函物配達 洗濯	週1回 必要に応じ週1回 必要に応じ週1回 必要に応じ週1回		週1回 必要に応じ週1回 必要に応じ週1回 必要に応じ週1回	
◆通院・入退院の介助 付添い 手続き ＊個人で対応が困難な場合	（協力医療機関・指定医療機関のみ） 必要に応じ 必要に応じ ＊サービス提供時間外の 交通費は実費	協力医療機関・指定 医療機関以外の場合、 1時間2,750円（税込） （職員1名につき） （拘束時間を含む） （交通費は実費）	（協力医療機関・指定医療機関のみ） 必要に応じ 必要に応じ ＊サービス提供時間外の 交通費は実費	協力医療機関・指定 医療機関以外の場合、 1時間2,750円（税込） （職員1名につき） （拘束時間を含む） （交通費は実費）
◆通院・入退院時送迎 ＊個人で対応が困難な場合	（協力医療機関・指定医療機関のみ） 必要に応じ ＊サービス提供時間外の 交通費は実費		（協力医療機関・指定医療機関のみ） 必要に応じ ＊サービス提供時間外の 交通費は実費	
◆退院時の家事代行 居室清掃	必要に応じ		必要に応じ	
◆緊急時対応 （緊急通話、通報装置）	随時		随時	
◆外出介助	必要に応じ月1回 （1日延べ1時間以内）	1時間を超えた場合は、 1時間2,750円（税込） （職員1名につき）	必要に応じ月1回 （1日延べ1時間以内）	1時間を超えた場合は、 1時間2,750円（税込） （職員1名につき）

	一般居室		一時介護室	
	管理費、特別生活支援料 に含むサービス	個別選択により その都度徴収する サービス	管理費、特別生活支援料 に含むサービス	個別選択により その都度徴収する サービス
◆代行 買い物 役所等の手続き 代読・代筆等 郵便・宅配 メールボックス内の投函物配達	必要に応じ週1回 必要に応じ週1回 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ		必要に応じ週1回 必要に応じ週1回 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	
◆巡回 昼間（8:30～17:00） 夜間（17:00～翌8:30） ・・・・・・・・・・	必要に応じ1日1回 ・・・・・・・・・・		必要に応じ 必要に応じ	
◆身辺の対処困難時（不安等） の対応	必要に応じ		必要に応じ	
◆福祉用具の貸与	必要に応じ		必要に応じ	
◆相談（栄養・介護・生活など）	必要に応じ		必要に応じ	

協力医療機関	宝塚エデンの園附属診療所 ※協力医療機関では、通常の診療の他に、定期健康診断／年2回、健康相談・健康指導／随時、 他の医療機関への紹介を行っています。
協力歯科医療機関	こう歯科医院 歯科保健指導、口腔ケア指導 ※医療費及び医療保険適用外費用は、入居者負担となります。
指定医療機関	「回生会宝塚病院」「兵庫医大病院」「西宮市立中央病院」「上ヶ原病院」「尚和会第一病院」 「宝塚市立病院」「愛心会東宝塚さとう病院」「三好病院」「関西労災病院」「県立西宮病院」 「仁明会病院」の11病院及び宝塚市内の病院です。 ※指定医療機関とは、園が、通院・入院の付添い、入退院時等の送迎、入院中の病院訪問の サービスを提供すると定めている医療機関です。
《その他》	
★問題行動が著しいため、サービス提供に相当な困難を伴い、かつ他の入居者の生活に重大な影響を与えると医師及びケア会議が判断した場合には、身元引受人等の意見を聴いたうえで専門的施設において治療・療養を行っていただきます。	

※「介護予防サービス」は、介護保険制度の認定区分で「要支援1」「要支援2」の方が対象となります。

※「介護保険制度の認定区分」は一般的な場合の目安です。

介護保険制度の認定区分		要支援１・２
ADL	歩行	自立または見守り
	食事（嚥食）	自立
	排泄	自立
	入浴	自立または見守り
	衣服の着脱	自立

※ADL（＝Activity of Daily Living）とは摂食、睡眠、衣類着脱、移動、衛生、排泄等の日常生活動作をいいます。

①サービスの利用にあたっては原則としてご本人の同意を得たうえで介護保険法に基づき要支援認定を受けていただきます。

②管轄の市区町村への要介護認定等の申請については、ご本人や身元引受人でもできますが、介護支援専門員に申請の代行を依頼することができます。

③要介護認定等の申請をした後、市区町村職員または市区町村から委託を受けた調査員が心身の状況などについて聞き取り調査に伺います。

④調査後、訪問調査の結果と主治医の意見書をもとにして、市区町村の介護認定審査会で審査・判定し、認定結果がご本人に文書で通知されます。

⑤要支援認定を受けてから介護保険サービスである「介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホームの介護予防サービス）」の契約をしていただきます。

⑥「介護予防サービス」は、原則として介護支援専門員がご本人（または身元引受人）と相談のうえ、個性性を重視して「サービス計画書」を立案し、実施及び記録の保管をいたします。

- ・サービスの内容については下記の表の中より選択いたします。
- ・各サービスにおける回数は標準的な回数を示したものです。

⑦立案された計画書をケア会議で確認・検討し、ご本人の同意を得たうえでサービスを提供いたします。

⑧計画内容にあったサービス内容であるか、一定期間毎（サービス内容によって1ヵ月～最大3ヵ月）にご本人と相談のうえ、ケア会議で検討いたします。

- ・ケア会議は園長、診療所長、副園長、看護介護担当責任者、各職場長及び介護支援専門員等の担当職員で構成し、原則月1回定例開催します。

⑨介護予防サービス基準のうち、家事、入院中のサービス、通院・入院の介助、通院・入退院時送迎、退院時の家事代行、外出介助、代行については、緊急時を除き平日のみとします。

サービス提供場所	一般居室	ディケアルーム	一時介護室
サービス提供時間	原則 9:00～16:30 ・配下膳サービスはこの限りではありません。 ・緊急時対応はこの限りではありません。	原則 7:00～19:00 ・配下膳サービスはこの限りではありません。 ・緊急時対応はこの限りではありません。	原則 24時間 ・家事・通院介助・病院訪問・代行・入浴は、9:00～16:30

・一時介護室を利用する場合については、別表3-1-④「介護サービスを提供する場所等の変更」を参照してください。

	主として一般居室		主として一時介護室	
	介護保険給付 に含むサービス	個別選択により その都度徴収する サービス	介護保険給付、特別介護金及び 特別介護料に含むサービス	個別選択により その都度徴収する サービス
◆清潔の介助 入浴中の見守り 一般浴槽（いたわり浴介助） 特殊浴槽（機械浴介助） 身体清拭（入浴できない場合） 洗髪 洗面・口腔などの衛生 爪切り・耳掃除	必要に応じ週3回以内 （介助浴室または大浴場で） 必要に応じ週3回以内 （介助浴室または大浴場で） ・・・・・・・・・・ 必要に応じ週3回以内 （介助浴室または大浴場で） 必要に応じ週3回以内 （介助浴室または大浴場で） ・・・・・・・・・・ 必要に応じ（ディケアルームで）		必要に応じ週3回以内 （介助浴室または大浴場で） 必要に応じ週3回以内 （介助浴室で） 必要に応じ週3回以内 （介助浴室で） 必要に応じ週3回以内 必要に応じ週3回以内 （介助浴室で） 必要に応じ 必要に応じ	
◆排泄の介助 後片付け （ポータブルトイレ・紙おむつ等） 動作介助 おむつ交換	必要に応じ1日1回 ・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・		排泄の都度 必要に応じ 必要に応じ	おむつ代実費
◆食事関連 居室配下膳 テーブル配下膳 介護食の提供 食事介助 食事中的見守り 水分補給	必要に応じ 必要に応じ（食堂で） 必要に応じ ・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・		必要に応じ 必要に応じ（ディケアルームで） 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	

	主として一般居室		主として一時介護室	
	介護保険給付 に含むサービス	個別選択により その都度徴収する サービス	介護保険給付、特別介護金及び 特別介護料に含むサービス	個別選択により その都度徴収する サービス
◆身辺の介助 移動介助（園内） 体位変換 衣類着脱 身だしなみ介助 （結髪、化粧、衣類等）	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 入浴時必要に応じ 必要に応じ		必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	
◆機能回復訓練	必要に応じ		必要に応じ	
◆日常生活訓練	必要に応じ		必要に応じ	
◆生活機能低下予防 運動器の機能向上 栄養改善 口腔機能の向上 閉じこもり予防・支援 うつ予防・支援 認知症予防・支援	必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ		必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	
◆レクリエーション（園企画のもの） 園内行事、企画 園外企画	必要に応じ 必要に応じ	必要に応じ 実費	必要に応じ 必要に応じ	必要に応じ 実費

	主として一般居室		主として一時介護室	
	介護保険給付 に含むサービス	個別選択により その都度徴収する サービス	介護保険給付、特別介護金及び 特別介護料に含むサービス	個別選択により その都度徴収する サービス
◆家事（原則として1日延べ1時間の範囲で提供します） 洗濯（乾燥・取込みまで） 掃除 シーツ交換 ゴミ出し 衣類の入れ替え（衣替え） 布団干し 布団乾燥（乾燥器使用） 衣類の修理（ボタン付け程度）	必要に応じ週1回 必要に応じ週1回 必要に応じ週1回 必要に応じ 必要に応じ年2回 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ		必要に応じ週3回 必要に応じ週1回 必要に応じ週1回 必要に応じ 必要に応じ年2回 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	
◆療養上の世話 薬の管理 脈拍・体温・血圧測定など	必要に応じ 必要に応じ1日1回		必要に応じ 必要に応じ1日1回	
◆入院中のサービス（協力医療機関・指定医療機関のみ） 病院訪問 買い物（入院中の必需品に限る） メールボックス内の投函物配達 洗濯	週1回 必要に応じ週1回 必要に応じ週1回 必要に応じ週1回		週1回 必要に応じ週1回 必要に応じ週1回 必要に応じ週1回	
◆通院・入退院の介助 付添い 手続き	（協力医療機関・指定医療機関のみ） 必要に応じ 必要に応じ	協力医療機関・指定 医療機関以外の場合、 1時間2,750円（税込） （職員1名につき） （拘束時間を含む） （交通費は実費）	（協力医療機関・指定医療機関のみ） 必要に応じ 必要に応じ	協力医療機関・指定 医療機関以外の場合、 1時間2,750円（税込） （職員1名につき） （拘束時間を含む） （交通費は実費）
◆通院・入退院時送迎	（協力医療機関・指定医療機関のみ） 必要に応じ		（協力医療機関・指定医療機関のみ） 必要に応じ	
◆退院時の家事代行 居室清掃	必要に応じ		必要に応じ	

	主として一般居室		主として一時介護室	
	介護保険給付 に含むサービス	個別選択により その都度徴収する サービス	介護保険給付、特別介護金及び 特別介護料に含むサービス	個別選択により その都度徴収する サービス
◆緊急時対応 （緊急通話、通報装置）	随時		随時	
◆外出介助	必要に応じ月1回 （1日延べ1時間以内）		必要に応じ月1回 （1日延べ1時間以内）	
◆代行 買い物 役所等の手続き 代読・代筆等 郵便・宅配 メールボックス内の投函物配達	必要に応じ週1回 必要に応じ週1回 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ		必要に応じ週1回 必要に応じ週1回 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	
◆巡回 昼間（8：30～17：00） 夜間（17：00～翌8：30） ・・・・・・・・・・	必要に応じ1日1回 ・・・・・・・・・・		必要に応じ 必要に応じ	
◆身辺の対処困難時（不安等） の対応	必要に応じ		必要に応じ	
◆福祉用具の貸与	必要に応じ		必要に応じ	
◆相談（栄養・介護・生活など）	必要に応じ		必要に応じ	

協力医療機関	宝塚エデンの園附属診療所 ※協力医療機関では、通常の診療の他に、定期健康診断／年2回、健康相談・健康指導／随時、 他の医療機関への紹介を行っています。
協力歯科医療機関	こう歯科医院 歯科保健指導、口腔ケア指導 ※医療費及び医療保険適用外費用は、入居者負担となります。
指定医療機関	「回生会宝塚病院」「兵庫医大病院」「西宮市立中央病院」「上ヶ原病院」「尚和会第一病院」 「宝塚市立病院」「愛心会東宝塚さとう病院」「三好病院」「関西労災病院」「県立西宮病院」 「仁明会病院」の11病院及び宝塚市内の病院です。 ※指定医療機関とは、園が、通院・入院の付添い、入退院時等の送迎、入院中の病院訪問の サービスを提供すると定めている医療機関です。

《その他》

★問題行動が著しいため、サービス提供に相当な困難を伴い、かつ他の入居者の生活に重大な影響を与えると医師及びケア会議が判断した場合には、身元引受人等の意見を聴いたうえで専門的施設において治療・療養を行っていただきます。

別表３－１－③介護サービス一覧表 介護援助サービス

※「介護援助サービス」は、介護保険制度の認定区分で「要介護１～５」（要介護認定者）の方が対象となります。

【介護援助サービス利用方法】

- ①サービスの利用にあたっては原則としてご本人の同意を得たうえで介護保険法に基づき要介護認定を受けていただきます。
- ②管轄の市区町村への要介護認定等の申請については、ご本人や身元引受人でもできますが、介護支援専門員に申請の代行を依頼することができます。
- ③要介護認定等の申請をした後、市区町村職員または市区町村から委託を受けた調査員が心身の状態などの聞き取り調査に伺います。
- ④調査後、訪問調査の結果と主治医の意見書をもとにして、市区町村の介護認定審査会で審査・判定し、認定結果がご本人に文書で通知されます。
- ⑤要支援認定を受けてから介護保険サービスである「特定施設入居者生活介護（有料老人ホームの介護サービス）」の契約をしていただきます。
- ⑥「介護援助サービス」は、原則として介護支援専門員がご本人（または身元引受人）と相談のうえ、個性を重視して「サービス計画書」を立案し、実施及び記録の保管をいたします。
- ・サービスの内容については下記の表の中より選択いたします。
 - ・各サービスにおける回数は標準的な回数を示したものです。
- ⑦立案された計画書をケア会議で確認・検討し、ご本人の同意を得たうえでサービスを提供いたします。
- ⑧計画内容にあったサービス内容であるか、一定期間毎（サービス内容によって1ヵ月～最大3ヵ月）にご本人と相談のうえ、ケア会議で検討いたします。
- ・ケア会議は園長、診療所長、副園長、看護介護担当責任者、各職場長及び介護支援専門員等の担当職員で構成し、原則月１回定例開催します。
- ⑨介護サービス基準のうち、家事、入院中のサービス、通院・入院の介助、通院・入退院時送迎、退院時の家事代行、外出介助、代行については、緊急時を除き平日のみといたします。

【身体状態とサービスの程度】 * 「介護保険制度の認定区分」は一般的な場合の目安です。

介護保険制度の認定区分		要介護１	要介護２・３	要介護４・５
介護の程度		軽度	中度	重度
ADL	歩行	見守りまたは一部介助	一部介助	全介助または一部介助
	食事（喫食）	見守りまたは一部介助	一部介助	全介助または一部介助
	排泄	見守りまたは一部介助	一部介助	全介助
	入浴	見守りまたは一部介助	一部介助	全介助
	衣服の着脱	見守りまたは一部介助	一部介助	全介助

※ADL（＝Activity of Daily Living）とは摂食、睡眠、衣類着脱、移動、衛生、排泄等の日常生活動作をいいます。

１．介護援助サービス提供場所・時間

サービス提供場所	一般居室	デイケアルーム	一時介護室・介護居室
	原則 ９：００～１６：３０	原則 ７：００～１９：００	原則２４時間
サービス提供時間	・配下膳サービスはこの限りではありません。 ・緊急時対応はこの限りではありません。	・配下膳サービスはこの限りではありません。 ・緊急時対応はこの限りではありません。	・家事・通院介助・病院訪問・代行・入浴は、 ９：００～１６：３０

・一時介護室を利用する場合、一般居室から介護居室に住み替える場合については、別表３－１－④「介護サービスを提供する場所等の変更」を参照してください。

２．介護援助サービス基準

介護の程度		中度				重度	
介護保険制度の認定区分		要介護度２・３				要介護度４・５	
	主として一般居室		主として一時介護室・介護居室			主として一時介護室・介護居室	
	介護保険給付に含むサービス	個別選択によりその都度徴収するサービス	介護保険給付に含むサービス	個別選択によりその都度徴収するサービス		介護保険給付、特別介護金及び特別介護料に含むサービス	個別選択によりその都度徴収するサービス
◆清潔の介助 入浴中の見守り 一般浴槽（いたわり浴介助） 特殊浴槽（機械浴介助） 身体清拭（入浴できない場合） 洗髪 洗面・口腔などの衛生 爪切り・耳掃除	必要に応じ週3回以内 （介助浴室または大浴場で） 必要に応じ週3回以内 （介助浴室または大浴場で） ・・・・・・・・・・		必要に応じ週3回以内 （介助浴室または大浴場で） 必要に応じ週3回以内 （介助浴室または大浴場で） ・・・・・・・・・・	必要に応じ週3回以内 （介助浴室または大浴場で） 必要に応じ週3回以内 （介助浴室で） 必要に応じ週3回以内 （介助浴室で） 必要に応じ週3回以内 （介助浴室で）		必要に応じ週3回以内 （介助浴室または大浴場で） 必要に応じ週3回以内 （介助浴室で） 必要に応じ週3回以内 （介助浴室で） 必要に応じ週3回以内 （介助浴室で）	
	必要に応じ週3回以内 （介助浴室または大浴場で） 必要に応じ週3回以内 （介助浴室または大浴場で） ・・・・・・・・・・		必要に応じ週3回以内 （介助浴室または大浴場で） 必要に応じ週3回以内 （介助浴室または大浴場で） 必要に応じ（デイケアルームで） 必要に応じ（デイケアルームで）	必要に応じ週3回以内 （介助浴室で） 必要に応じ週3回以内 （介助浴室で） 必要に応じ週3回以内 （介助浴室で）		必要に応じ週3回以内 （介助浴室で） 必要に応じ週3回以内 （介助浴室で） 必要に応じ週3回以内 （介助浴室で）	
	必要に応じ（デイケアルームで）		必要に応じ1日2回 ・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・	排泄の都度 必要に応じ 必要に応じ	おむつ代実費	排泄の都度 必要に応じ 必要に応じ	おむつ代実費
	必要に応じ1日1回 ・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・		必要に応じ 必要に応じ （食堂及びデイケアルームで） 必要に応じ 必要に応じ（デイケアルームで） 必要に応じ（デイケアルームで） 必要に応じ（デイケアルームで） 必要に応じ（デイケアルームで）	必要に応じ 必要に応じ （デイケアルームで） 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ		必要に応じ 必要に応じ （デイケアルームで） 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	
	必要に応じ（デイケアルームで）		必要に応じ1日2回 ・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・	排泄の都度 必要に応じ 必要に応じ	おむつ代実費	排泄の都度 必要に応じ 必要に応じ	おむつ代実費
◆食事関連 居室配下膳 テーブル配下膳 介護食の提供 食事介助 食事中的見守り 水分補給	必要に応じ 必要に応じ（食堂で） 必要に応じ ・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・		必要に応じ 必要に応じ （食堂及びデイケアルームで） 必要に応じ 必要に応じ（デイケアルームで） 必要に応じ（デイケアルームで） 必要に応じ（デイケアルームで）	必要に応じ 必要に応じ （デイケアルームで） 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ		必要に応じ 必要に応じ （デイケアルームで） 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	

介護の程度 介護保険制度の認定区分		軽度 要介護度 1 主として一般居室	
		介護保険給付 に含むサービス	個別選択により その都度徴収するサービス
◆身の介助 移動介助（園内） 体位変換 衣類着脱 身だしなみ介助 （結髪、化粧、衣類等）		必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	
◆機能回復訓練		必要に応じ	
◆日常生活訓練		必要に応じ	
◆生活機能低下予防 運動器の機能向上 栄養改善 口腔機能の向上 閉じこもり予防・支援 うつ予防・支援 認知症予防・支援		必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	
◆レクリエーション（園企画のもの） 園内行事、企画 園外企画		必要に応じ 必要に応じ	必要に応じ実費
◆家事（原則として1日延べ1時間の範囲で提供します） 洗濯（乾燥・取込みまで） 掃除 シーツ交換 ゴミ出し 衣類の入れ替え（衣替え） 布団干し 布団乾燥（乾燥器使用） 衣類の修理（ボタン付け程度）		必要に応じ週1回 必要に応じ週1回 必要に応じ週1回 必要に応じ 必要に応じ年2回 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	
◆療養上の世話 薬の管理 脈拍・体温・血圧測定など		必要に応じ 必要に応じ1日1回	
◆入院中のサービス（協力医療機関・指定医療機関のみ） 病院訪問 買い物（入院中の必需品に限る） メールボックス内の投函物配達 洗濯		週1回 必要に応じ週1回 必要に応じ週1回 必要に応じ週1回	
◆通院・入退院の介助 付添い 手続き	（協力医療機関・指定医療機関のみ）	協力医療機関・指定医療機関以外 の場合、1時間2,750円(税込) （職員1名につき）（拘束時間を含む）（交通費は実費）	必要に応じ 必要に応じ
◆通院・入退院時送迎	（協力医療機関・指定医療機関のみ）		必要に応じ
◆退院時の家事代行 居室清掃		必要に応じ	
◆緊急時対応 （緊急通話、通報装置）		随時	
◆代行 買い物 役所等の手続き 代読・代筆等 郵便・宅配 メールボックス内の投函物配達		必要に応じ週1回 必要に応じ週1回 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	
◆巡回 昼間（8:30～17:00） 夜間（17:00～翌8:30）		必要に応じ1日1回 必要に応じ	
◆外出介助		必要に応じ月1回 （1日延べ1時間以内）	
◆身の処置困難時(不安等) の対応		必要に応じ	
◆福祉用具の貸与		必要に応じ	
◆相談(栄養・介護・生活など)		必要に応じ	

中度 要介護度 2・3			
主として一般居室		主として一時介護室・介護居室	
介護保険給付 に含むサービス	個別選択により その都度徴収するサービス	介護保険給付、特別介護金及び 特別介護料に含むサービス	個別選択により その都度徴収するサービス
必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ		必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	
必要に応じ 必要に応じ		必要に応じ 必要に応じ	
必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ		必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	
必要に応じ 必要に応じ	必要に応じ実費	必要に応じ 必要に応じ	必要に応じ実費
必要に応じ週1回 必要に応じ週1回 必要に応じ週1回 必要に応じ 必要に応じ年2回 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ		必要に応じ週3回 必要に応じ週1回 必要に応じ週1回 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ年2回 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	
必要に応じ 必要に応じ1日1回		必要に応じ 必要に応じ	
週1回 必要に応じ週1回 必要に応じ週1回 必要に応じ週1回		週1回 必要に応じ週1回 必要に応じ週1回 必要に応じ週1回	
（協力医療機関・指定医療機関のみ） 必要に応じ 必要に応じ	協力医療機関・指定医療機関以外 の場合、1時間2,750円(税込) （職員1名につき）（拘束時間を含む）（交通費は実費）	（協力医療機関・指定医療機関のみ） 必要に応じ 必要に応じ	協力医療機関・指定医療機関以外 の場合、1時間2,750円(税込) （職員1名につき）（拘束時間を含む）（交通費は実費）
（協力医療機関・指定医療機関のみ） 必要に応じ		（協力医療機関・指定医療機関のみ） 必要に応じ	
必要に応じ 随時		必要に応じ 随時	
必要に応じ週1回 必要に応じ週1回 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ		必要に応じ週1回 必要に応じ週1回 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	
必要に応じ1日1回 必要に応じ		必要に応じ 必要に応じ	
必要に応じ月1回 （1日延べ1時間以内） 必要に応じ		必要に応じ月1回 （1日延べ1時間以内） 必要に応じ	
必要に応じ		必要に応じ	
必要に応じ		必要に応じ	

重度 要介護度 4・5 主として一時介護室・介護居室	
介護保険給付、特別介護金及び 特別介護料に含むサービス	個別選択により その都度徴収するサービス
必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	
必要に応じ 必要に応じ	
必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	
必要に応じ 必要に応じ	必要に応じ実費
必要に応じ週3回 必要に応じ週1回 必要に応じ週1回 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ年2回 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	
必要に応じ 必要に応じ	
週1回 必要に応じ週1回 必要に応じ週1回 必要に応じ週1回	
（協力医療機関・指定医療機関のみ） 必要に応じ 必要に応じ	協力医療機関・指定医療機関以外 の場合、1時間2,750円(税込) （職員1名につき）（拘束時間を含む）（交通費は実費）
（協力医療機関・指定医療機関のみ） 必要に応じ	
必要に応じ 随時	
必要に応じ週1回 必要に応じ週1回 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	
必要に応じ 必要に応じ	
必要に応じ月1回 （1日延べ1時間以内） 必要に応じ	
必要に応じ	
必要に応じ	

協力医療機関	宝塚エデンの園附属診療所 ※協力医療機関では、通常の診療の他に、定期健康診断／年2回、健康相談・健康指導／随時、 他の医療機関への紹介を行っています。
協力歯科医療機関	こう歯科医院 歯科保健指導、口腔ケア指導 ※医療費及び医療保険適用外費用は、入居者負担となります。
指定医療機関	「回生会宝塚病院」「兵庫医大病院」「西宮市立中央病院」「上ヶ原病院」「尚和会第一病院」「宝塚市立病院」 「愛心会東宝塚さとう病院」「三好病院」「関西労災病院」「県立西宮病院」「仁明会病院」の11病院及び宝塚市内の病院です。 ※指定医療機関とは、園が、通院・入院の付添い、入退院時等の送迎、入院中の病院訪問のサービスを提供すると 定めている医療機関です。

《その他》
★問題行動が著しいため、サービス提供に相当な困難を伴い、かつ他の入居者の生活に重大な影響を与えると
医師及びケア会議が判断した場合には、身元引受人等の意見を聴いたうえで専門的施設において治療・療養を
行っていただきます。